

差別のない明るいまちを

# ハンセン病と人権

なお、現在、日本に感染源はほとんどありません。もちろん完治した人からは感染しません。

### 3 早期治療で完治し、後遺症も残りません。

優れた治療薬が開発された現在では、ハンセン病は確実に治療することができ、病気となつていません。また、早期治療により後遺症を残すこともなく完治できます。

### ◆ハンセン病とは

ハンセン病のために、長い間、多くの偏見と差別に苦しんできた人がいます。これは主として、ハンセン病に対する正しい知識が社会に普及していないことによるものです。こうした問題を解決するためには、次の点を理解することが大切といわれています。

### 1 遺伝病ではありません。

ハンセン病は決して遺伝しません。しかし、かつては遺伝病と誤解されていたため、そのことで、本人や家族までもが差別されました。

### 2 現在、感染源がほとんどありません。

ハンセン病の原因となる「らい菌」は、非常に病原性の弱い細菌で感染することはまれです。

させてしまったのです。

### ◆隔離政策の歴史

かつて日本では、ハンセン病は「らい病」と呼ばれ、明治時代に患者の隔離政策が始まりました。当時は家族に迷惑がかかることを恐れ、放浪せざるを得ない患者が多くいましたが、一九〇七（明治四〇）年に『癩予防に関する件』という法律を制定し、そうした人々を療養所に収容させたのです。昭和になつてからは、各県が「癩患者」を競つて入所させる「無癩県運動」が広がりました。一九三一（昭和六）年には『らい予防法』が成立し、全国的に療養所が作られ、強制隔離の政策が強化されました。なお、『らい予防法』は、一九五三（昭和二十八）年に一部改正が行われましたが、強制隔離の条項は残され、同法が廃止される一九九六（平成八）年まで隔離政策が続けられました。

また、療養所の中では、入所者に断種させたり、子どもを強制的に中絶したり、監房に閉じ込める等のさまざまな人権侵害がありました。

このような政策に、ハンセン病患者が国を相手に違憲国家賠償請求訴訟をおこしました。その結果、二〇〇一（平成十三）年、熊本地裁は、国が長期間『らい予防法』を廃止せず、適切な対応を行わなかった責任を認める

判決を出し、国も控訴断念を決定しました。

### ◆未来に向かって

隔離政策は終了し、国も隔離政策の誤りを認め、ハンセン病問題は新しい段階を迎えました。

しかし、ハンセン病患者・元患者（回復者）に対する差別や偏見がすべてなくなつたわけではありません。たとえば、ハンセン病療養所の入所者であることを理由に、ホテルの利用を断られるという事件が起こり、さらに、この報道を受けて、入所者に対して全国からいわれのなか中傷もありました。

ハンセン病の歴史などを正しく理解していれば、このようなことは起こらなかつたのではないのでしょうか。

社会に残る差別や偏見などにより、全国十五カ所の療養所には、今なお、多くのハンセン病回復者が完治したにもかかわらず療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。私たちは、ハンセン病の歴史を正しく学び、二度と同じ過ちを繰り返さないよう努力しなければなりません。

### 参考・引用文献

- 『あわ人権学習ハンドブック』
- 徳島県教育委員会発行「人権啓発ポCKETブック」
- 人権教育啓発推進センター発行

## 人権の詩

生きる

沖田世寿

いくら泣いても  
道はひらけない  
いくら嘆いても  
答えは見つからない  
いくら恨んでも  
気持ちは晴れやしない  
いくら過去を振り返っても  
明日が楽しくなるわけじゃない  
だからこの命ある限り  
強く明るく前向きに  
生きてみる

出典「ボクハコニコニイル」

沖田世寿著

PHP研究所発行

※このページは参考・引用文献に基づく表記をしています。

お問い合わせは、市人権推進課（教育庁舎1階 ☎32・2122）まで。